

阿賀野川水系流域懇談会 規約

(目 的)

第1条 この規約は、阿賀野川水系河川整備基本方針に基づき、阿賀野川水系河川整備計画（直轄管理区間）を策定するにあたり、阿賀野川・阿賀川に造詣の深い方々から意見を頂くために設置する、阿賀野川水系流域懇談会（以下「懇談会」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(設置・運営)

第2条 懇談会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置・運営する。

(審議内容)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 阿賀野川水系河川整備計画の内容に関する事項
- 二 流域住民から意見聴取する方法に関する事項

(組織等)

第4条 懇談会は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

- 2 懇談会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。
- 3 懇談会は、必要に応じ専門部会を設置することができる。

(座 長)

第5条 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は懇談会を代表し、会務を統括する。
- 3 座長に事故ある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は座長が必要と認めるとき、これを召集する。

- 2 座長は会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 会議は委員の半数以上の出席をもって成立する。

(情報公開)

第7条 会議及び会議資料は公開を原則とし、その決定は懇談会が行う。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(委 任)

第9条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

(事務局)

第10条 懇談会の事務局は国土交通省北陸地方整備局河川部、阿賀野川河川事務所及び阿賀川河川事務所に置く。

付 則

この規約は、平成20年3月12日から施行する。

別添

阿賀野川水系流域懇談会名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	所属・役職 専門分野	
阿部 護郎	会津南部土地改良区連合 理事長	農業利水
阿部 學	ラプタージャパン（日本猛禽類研究機構） 理事長	自然環境（鳥類）
出水田 智子	会津大学 コンピュータ理工学部 文化研究センター准教授	都市・地域計画学
伊藤 充	新潟市立新潟小学校 校長	歴史・文化・文芸・教育
鹿島 武司	新潟県内水面漁業協同組合連合会 専務理事	内水面漁業
冠木 忠之	(財)日本野鳥の会 会津支部	自然環境（鳥類）
紙谷 智彦	新潟大学 農学部 自然科学系 教授	自然環境（植物）
菅家 一郎	会津治水事業促進期成同盟会 会長	地域社会
齋藤 吉平	麒麟山酒造(株) 代表取締役会長	観光・地域経済
齊藤 梅朗	NPO 法人 会津阿賀川流域ネットワーク 理事長	地域づくり
坂下 諭	福島県植物研究会	自然環境(植物)
佐々木 富夫	元新津市消防団 団長	防災・危機管理
清水 重蔵	ビュー福島潟 館長	地域づくり
長林 久夫	日本大学 工学部 教授	河川工学
中村 玄正	日本大学工学部 学術フロンティア 事業研究員 (日本大学工学部前教授)	水質・水環境
永山 庸男	新潟大学大学院 技術経営研究科 技術経営講座 教授	経営学
成田 宏一	会津生物同好会	自然環境（魚介類）
野口 信一	会津若松市立会津図書館 館長	歴史・文化・文芸・教育
古川 仁志	電源開発(株) 東日本支店 支店長代理	エネルギー
細山田 得三	長岡技術科学大学 工学部 准教授	河川工学
天野 市榮	阿賀野川治水協会 会長	地域社会
本間 義治	新潟大学 名誉教授	自然環境（魚介類）
松田 昭悦	阿賀用水右岸土地改良区連合 理事長	農業水利
馬淵 義雄	塩川町商工会長	観光・地域経済
三沢 眞一	新潟大学 農学部 教授	農業土木
山田 正	中央大学 理工学部 教授	河川工学
渡辺 英美子	新潟日報社 情報文化センター 情報文化部長兼論説委員	歴史・文化・文芸・教育